

公有地等活用型私立認可保育所運営事業者選定委員会設置要綱

平成26年4月3日

26練教こ保第10002号

(設置)

第1条 練馬区内における公有地および区立施設跡地(以下「公有地等」という。)を活用して私立認可保育所を誘致するに当たり、その事業者を適正に選定するため、公有地等活用型私立認可保育所運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会は、つぎに掲げる事項について審議する。

- (1) 公有地等で私立認可保育所の運営を行う事業者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、練馬区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 選定委員会は、委員長、副委員長および有識者委員をもって構成する。

- 2 委員長は、こども家庭部長とする。
- 3 副委員長は、こども家庭部保育課長とする。
- 4 有識者委員は、教育長が委嘱する2人以上とし、保育所の運営等に関し専門的な知識を有する者とする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、教育長は、必要と認める者を委員とすることができる。

(会議)

第4条 選定委員会は、委員長が招集および主宰することとし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。
- 3 会議は、非公開とする。

(調査部会の設置等)

第5条 選定委員会の所掌事項を調査するために、調査部会(以下「部会」とい

う。)を置く。

- 2 部会は、部会長および部会員をもって構成する。
- 3 部会長はこども家庭部保育計画調整課長とし、部会員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、臨時に部会員を置くことができる。

(守秘義務)

第6条 選定委員会および部会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(選定委員会の選定結果の報告)

第7条 選定委員会の選定結果は、委員長が教育長に報告する。

(情報の公開)

第8条 会議の資料は、練馬区情報公開条例(平成13年10月練馬区条例第61号)の定めるところにより、情報公開の対象とする。

(庶務)

第9条 選定委員会および部会の庶務は、こども家庭部保育計画調整課長が処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月3日から施行する。

(練馬区都有地活用型私立認可保育所運営事業者選定委員会設置要綱の廃止)

- 2 練馬区都有地活用型私立認可保育所運営事業者選定委員会設置要綱(平成25年1月15日24練教こ保第1793号)は、廃止する。

付 則(平成27年5月27日27練教こ保第10041号)

この要綱は、平成27年5月27日から施行する。

付 則(平成28年4月1日27練教こ保第3126号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和4年4月22日4練教こ保第10025号）

この要綱は、令和4年4月22日から施行し、同月1日から適用する。

付 則（令和7年3月28日6練教こ保第10323号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

施設管理担当部施設管理課施設調整係長

教育委員会事務局こども家庭部保育計画調整課運営支援担当係長および主査

教育委員会事務局こども家庭部保育課私立保育所係長

教育委員会事務局こども家庭部保育課保育所給食係長および主査

教育委員会事務局こども家庭部保育課保育所保健係長および主査